事務連絡
令和８年（2026 年）１０月１６日

各保健所設置市薬務主管課長　様

北海道保健福祉部地域医療推進局
医務薬務課課長補佐（薬務）

指定濫用防止医薬品販売制度の周知について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律等の一部を改正する法律（令和７年法律第 37 号）による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 11 に規定する指定濫用防止医薬品については、令和７年 12 月 26 日付け医薬発 1226 第 16 号厚生労働省医薬局長通知等により、販売制度の解釈や取扱い等が示されたところです。

今般、同制度を広く周知するためのチラシを作成しましたので、お知らせします。

なお、一般社団法人北海道薬剤師会及び一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会北海道支部には、別途通知していることを申し添えます。

記

１　周知用チラシ
別添のとおり

２　当課ホームページ
チラシは、下記ホームページに掲載しております。
https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/hanbai_shiteiranyoboshiiyakuhin.html

薬務係・薬物対策係
TEL 011-231-4111(内 25-333)